



新座市では経済的理由により、教育の機会が失われないように、学用品費などの一部を支給する就学援助制度があります。

なお、支給には、所得等の審査があります。

1 支給の対象となる方

新座市に住民登録があり、公立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

➤ 世帯全員の令和7年分（令和7年1月1日～12月31日）の合計所得金額の合計が、新座市教育委員会が定める認定基準金額を下回る方

未申告等で所得が確認できない16歳以上（令和8年4月1日現在）の世帯員がいる場合には、「否認定」となりますので、ご注意ください。

➤ 児童扶養手当の支給を受けている方

上記以外の事由で申請を希望する場合は学務課までお問い合わせください。

- ・ 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ・ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
→生活保護や障害、未成年、寡婦又はひとり親を事由とした非課税
- ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の保険税の減免
- ・ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

※ 生活保護受給中の方は、医療費及び修学旅行費のみ対象となり申請不要です。

2 認定基準金額の目安

就学援助制度における所得とは、給与収入の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額、事業収入の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

世帯人数	家族構成例 (令和8年4月1日現在)	認定基準金額	
		持ち家	借家
2人	父40歳、子6歳	185万円	282万円
3人	母40歳、子12歳・6歳	262万円	359万円
4人	父40歳、母40歳、子12歳・6歳	325万円	422万円
5人	父40歳、母40歳、子12歳・6歳、祖父70歳	374万円	471万円

※ あくまで目安です。年齢、家族構成等により、認定基準金額は大きく異なります。認定基準金額を事前に窓口や電話等で回答することはできません。

【同一世帯（同一生計）とみなし、世帯人数に含まれる方】

- ・ 住民票上、同じ世帯員の方
- ・ 住民票上、別世帯だが同じ家に住んでいる方
- ・ 別居の申請者の配偶者や、生計を一にしている方

※ 二世帯住宅や離婚協議中の別居等、一部のご家族を別生計として審査を希望する場合は別途申し立てが必要です。

< 同一生計の例 >

- ・ 住民票上別世帯だが、同じ家に住んでいる親族、同居人
- ・ 単身赴任中の配偶者
- ・ 自身で生計を維持していない一人暮らし中の大学生の子
- ・ 税金の申告で扶養親族として申告している方とその扶養親族
- ・ 税務署に専従者として届け出をしている家族とその事業主



3 令和 8 年度の支給額

費目は一部です。詳細は市ホームページを確認してください。

費 目	小 学 校		中 学 校		備 考
	1 年	2 ～ 6 年	1 年	2 ～ 3 年	
学用品費等	月額 970 円	月額 1,160 円	月額 1,900 円	月額 2,090 円	学期末に支給
学校給食食材費	—		実費額		原則学校口座に支給
校外活動費	上限 1,600 円		上限 2,310 円		実施から2～3か月後に支給
林間学校費	支給対象外経費を除く額				学校からの請求後、支給
修学旅行費	支給対象外経費を除く額				学校からの請求後、支給
体育実技用具費 (柔道着)	—		上限 7,650 円		領収書等の提出必須
オンライン学習費	上限 3,300 円				保護者負担額を2月に支給

4 申請方法等

電子申請で受け付けます。24 時間申請可能、来庁不要です。申請の際は、市ホームページをよく読み、電子申請サイトから申請してください。

➤ 申請必要書類

口座情報のわかる画像データ（通帳、キャッシュカードの写し）

➤ 添付書類が必要な方

◎児童扶養手当の支給を受けている方

最新（令和 7 年度又は令和 8 年度）の児童扶養手当証書

◎借家にお住まいの方（審査に賃料の考慮を希望する場合）

賃貸契約書の写真等（申請時点で契約期間内であり、同一生計である者が契約者であること及び賃料の金額がわかるもの）

《令和 8 年 1 月 2 日以降に新座市に転入した方》

令和 8 年度所得・課税（非課税）証明書

※証明書は令和 8 年 1 月 1 日に住民登録があった自治体にお問い合わせください。
世帯全員分（16 歳以上）の証明書が必要です。

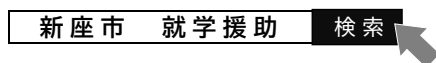
【申請期間】

申請は通年受け付けております。

※認定された場合、**申請月が認定月となり、認定月からの支給となります。**

【電子申請をする環境がない場合】

学務課窓口へお問合せください。



【市ホームページ】



【電子申請フォーム】

5 注意事項

- (1) 就学援助制度は学校の集金が免除になる制度ではありません。学校の集金には必ず応じるようお願いします。
- (2) 認定になった場合、振込は申請者（保護者）口座のほか、学校へ直接支払う場合があります。
- (3) 集金（口座引き落とし）の内容については、学校へお問合せください。

【問合せ】 〒352-8623 新座市野火止一丁目 1 番 1 号

新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)



©新座市 2010